政　令

平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十六号

平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項、第三条第一項、第四条第一項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第一条　平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十九年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「福岡県田川郡添田町及び」を「広島県山県郡北広島町、福岡県田川郡添田町、長崎県壱岐市、熊本県阿蘇郡南小国町及び球磨郡水上村並びに」に改める。

（平成二十九年九月十五日から同月十九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第二条　平成二十九年九月十五日から同月十九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十九年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「京都府与謝郡伊根町及び大分県津久見市」を「北海道島牧郡島牧村、京都府与謝郡伊根町、熊本県上益城郡山都町、大分県津久見市及び宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町」に改める。

（平成二十九年十月二十一日から同月二十三日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第三条　平成二十九年十月二十一日から同月二十三日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十九年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「第六条」の下に「、第十条」を、「規定する措置」の下に「並びに宮城県亘理郡山元町、長野県下伊那郡売木村、三重県熊野市並びに奈良県五條市、山辺郡山添村並びに吉野郡下市町及び黒滝村の区域に係る激甚災害にあっては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置」を加え、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　齋藤　健
国土交通大臣　石井　啓一

平成二十九年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十七号

平成二十九年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十九年四月十八日の風浪による災害で、北海道奥尻郡奥尻町の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
平成二十五年九月十五日から平成二十九年十月十七日までの間の地滑りによる災害で、奈良県吉野郡野迫川村の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
平成二十六年八月一日から平成二十九年三月十日までの間の地滑りによる災害で、高知県吾川郡仁淀川町の区域に係るもの	
平成二十七年七月二十日から平成二十九年七月二十四日までの間の地滑りによる災害で、高知県長岡郡大豊町の区域に係るもの	